

次の文章は、憲法改正の手続きを示した日本国憲法の条文です。これを読んであとの問いに答えなさい。

この憲法の改正は、各議院の〔 ① 〕以上の賛成で、国会が、これを〔 ② 〕し、国民に提案してその承認を経なければならない。

この承認には、特別の〔 ③ 〕又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その〔 ④ 〕の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、〔 ⑤ 〕は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを〔 ⑥ 〕する。

- (1) この条文は憲法第何条に定められたものですか。算用数字で答えなさい。
- (2) 〔 ① 〕～〔 ⑥ 〕にあてはまる言葉を答えなさい。
- (3) 日本国憲法と憲法改正について述べた以下の文章について、内容が正しければ○、誤りがあれば×と答えなさい。
- ア. 日本国憲法はこれまでに改正されたことがある
 - イ. 日本国憲法は議会の承認を経ずにGHQによって制定された
 - ウ. 日本国憲法の審議には女性議員も参加した
 - エ. 日本国憲法が公布された日は憲法記念日とされている
 - オ. 憲法は国の最高法規であるため、外国でも改正された例は少ない

(1) 第 条				
(2) ①		(2) ②		
(2) ③		(2) ④		
(2) ⑤		(2) ⑥		
(3) ア	(3) イ	(3) ウ	(3) エ	(3) オ

(1) 憲法改正に関する条文は、日本国憲法第96条に規定されています。

(2) ①は「総議員の三分の二」で、②に「発議」が入ります。
すなわち、改正の提案をするだけでも三分の二の賛成が必要なのです。

発議されたのちは③「国民投票」にかけられます。国民投票に関する規定は憲法の条文には含まれていませんでしたが、2010年に「国民投票法」が施行され、18歳以上のすべての国民に選挙権が与えられ、投票総数の④「過半数」を持って議決されることに決まりました。

憲法改正が議決された後は、⑤「天皇」の国事行為として、これを⑥「公布」することになります。

(3) アは×。日本国憲法は未だ改正されたことはありません。
大日本帝国憲法は、日本国憲法への移行時の1度のみ改正されています。
イも×。GHQの憲法草案を元に、帝国議会の衆議院、貴族院によって審議され可決されました。
ウは○。1946年に行われた帝国議会衆議院議員総選挙から女性参政権が認められ、そこで当選した女性議員も含めた帝国議会の審議で制定されました。
エは×。公布日は1946年11月3日、現在の文化の日であり、1946年当時は「明治節」といって、明治天皇の誕生日としての祝日でした。
憲法記念日は、施行日の1947年5月3日から制定されています。
オは×。ヨーロッパ各国の憲法はEUの成立時に改正されたものが多くあります。

(1) 第 96 条				
(2) ① 総議員の三分の二		(2) ② 発議		
(2) ③ 国民投票		(2) ④ 過半数		
(2) ⑤ 天皇		(2) ⑥ 公布		
(3) ア ×	(3) イ ×	(3) ウ ○	(3) エ ×	(3) オ ×